

南区市民ふれあい奨励金実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、福岡市南区社会福祉協議会（以下「南区社協」という。）が、民間団体や個人、企業（以下「団体等」という。）からの寄付金を財源とする奨励金を創設することにより、南区における地域福祉活動の支援を行い、ボランティア活動の促進に寄与することを目的として、必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 助成する奨励金の名称は、「南区市民ふれあい奨励金」とする。

(助成対象事業)

第3条 この助成金の交付対象は、主として南区を拠点とし、南区民を対象とした地域福祉を振興するための事業であって、事業の内容・ニーズの高さなど南区の実状に照らし、事業実施の必要性が認められ、継続性が期待できる事業とする。

(助成対象団体)

第4条 助成の対象となる団体は、原則、メンバーの3分の2以上が南区民であり、南区内で地域福祉の振興に寄与する事業を行う団体（グループ）とする。ただし、法人、政治及び宗教・思想活動を目的とする団体は除くものとする。

(募集方法)

第5条 募集は南区社協の広報紙及びホームページ等で広く周知する。寄付金の募集についても同様とする。

(助成対象経費)

第6条 助成の対象となる経費は、新規事業の実施にあたり必要な初期経費とし、次の各号に掲げる経費とする。

- (1) 新規事業の開始に必要な拠点経費（拠点立ち上げのための敷金、事業遂行のために必要な改修費等）
- (2) 新規事業の開始に必要な会議費、研修費（講師謝礼も含む）
- (3) 事業を遂行するため必要な機材、器具、備品（図書を含む）、消耗品、通信費等

- (4) その他、新規事業の開始に必要な経費で選考委員会の審議を経て会長が必要と認めた経費

(助成額)

第7条 助成金の額は、事業内容を勘案して定めることとするが、原則として1事業あたり20万円を上限とする。

(助成金の申請)

第8条 事業実施団体は、この要綱に基づく助成金の交付を受けようとするときは、「南区市民ふれあい奨励金助成金申請書」(様式第1号)を南区社協会長(以下「会長」という。)に申請するものとする。

2 この助成金を申請しようとする場合は、他団体が実施している助成金との重複申請はできないものとする。

3 過去にこの助成金の交付を受けたことのある団体であっても、助成を受けた事業とは異なる事業を新たに開始する場合は、1回を限度として新たに申請することができるものとする。

(助成の決定)

第9条 助成の決定及び助成額については、選考委員会の審査を経て会長が決定し、「南区市民ふれあい奨励金助成金決定通知書」(様式第3号)により、申請者に対して速やかに通知するものとする。

(選考委員会)

第10条 選考委員会は、南区社協理事の中から次の各号の委員により構成する。

- (1) 南区社協会長
- (2) 南区公民館館長会代表
- (3) 南区民生委員児童委員協議会代表
- (4) 南区行政機関の代表
- (5) 南区社協常務理事
- (6) その他会長が必要と認めた者

2 選考委員会は、下記のとおり開催するものとする。

(前期) 申請のあった年度の8～9月中に開催。

※申請書の受付の〆切は6月末日とする。

(後期) 申請のあった年度の2～3月中に開催。

※申請書の受付の〆切は12月の最終開所日とする。

(助成金の交付)

第11条 助成金の交付決定を受けた団体は、「南区市民ふれあい奨励金助成金請求書」(様式第5号)を南区社協会長に提出し、南区社協会長は請求書を受領後、速やかに助成金を交付するものとする。

(事業の改廃)

第12条 助成決定後に交付年度内において、助成事業内容を大幅に変更する場合または助成事業を中止しようとする場合には、事前に「南区市民ふれあい奨励金助成金事業変更・中止届」(様式第7号)を南区社協会長に提出するものとし、「南区市民ふれあい奨励金助成金事業変更・中止承認通知書」(様式第8号)にて承認を得なければならない。

(助成の取消)

第13条 会長は、助成の決定を受けた者が事業を実施しなかったとき及び助成金を事業目的以外に使用したとき等、第1条の目的にふさわしくない不正行為を行ったときは助成決定を取り消すことができる。

(助成金の返納)

第14条 会長は前条の取消を行ったときは、事業実施団体に交付した助成金の全部または一部を返納させることができる。

(事業報告)

第15条 助成金の交付を受けた団体は、当該年度事業終了後から1ヶ月以内に、また、第12条に規定する事業を中止した場合は、中止した日から1ヶ月以内に「南区市民ふれあい奨励金事業報告書」(様式第2号)を会長に提出しなければならない。

(関係書類の整備)

第16条 助成金の交付を受けた団体は、事業に係る関係書類、帳簿等を整備し、当該年度事業終了後5年間保存しておかななければならない。

2 会長は、必要があると認めるときは、助成の交付を受けた団体に事業に係る関係書類、帳簿等の提出や事業の実施状況について報告を求めることができる。

(暴力団の排除)

第17条 会長は、福岡市暴力団排除条例(平成22年福岡市条例第30号)。

次項において「暴排条例」という。) 第6条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

2 会長は、助成金の交付の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、助成金を交付しないものとする。

(1) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員

(2) 法人でその役員のうち前号に該当する者のあるもの

(3) 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

3 会長は、事業実施団体が前項各号のいずれかに該当したときは、助成金の交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。

4 会長は、助成金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、事業実施団体に対し、当該事業実施団体の氏名(ふりがなを付したもの)、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が定める。

(事務局)

第19条 事務局は、南区社協とする。

(附則) この要綱は、平成14年 6月 1日から施行する。

この要綱は、平成21年 7月13日から施行する。

この要綱は、平成24年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成28年11月 1日から施行する。